

. 子どもの権利 Q & A

Q1. 「子どもの権利」とは何でしょうか？

子どもの権利とは、生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが、子ども期を生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない権利で、いわば、子どもの基本的人権ということができます。

これらの権利は、この条例の制定により新たに認められるものではなく、生まれながらにして、誰もが持っており、日本国憲法や子どもの権利条約で保障されているものです。

子どもは、弱く未成熟な存在であるとともに、成長・発達する過程にある存在です。このような子ども期の特殊性を踏まえたうえで、子どもが、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、市民全体で支援していくことが求められます。

Q2. 子どもの権利条約があるのに、条例が必要な理由は何ですか？

今日、深刻ないじめや虐待などの子どもの権利侵害が後を絶ちません。また、都市化や少子化等によって、遊びや自然・社会体験などを通して子ども同士が人間関係をつくる力や、自立性・社会性を身につけていく機会が減っていると言われていきます。現在の社会は、必ずしも、子どもが豊かに育つうえで十分な環境であるとは、言えないのではないのでしょうか。

そこで、札幌市では、条約の理念をもとに、将来に渡り、市民と市が一体となって子どもの権利を大切にするという姿勢を、自治体の法である条例として明らかにすべきであると考えました。

条約の内容は、特定の国や文化にとらわれず、すべての国に受け入れられるべき普遍性を持っていますが、条例は、札幌の特性を踏まえて、自分たちのまちに何が必要なのかを、より具体的に定めることができます。

このことによって、札幌の実態に即した形で、総合的に子どもに関する施策を推し進めていきたいと考えています。

Q3. 「子どもの最善の利益の考慮」とは、どのような考え方ですか？

「子どもの最善の利益の考慮」とは、子どもに影響を与える決定をするときは、子どもの思いや考えを受け止めたうえで、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するために最も良いことは何かを、大切な判断の基準にするべきという考え方です。

「子どもの意見表明」を例にすると、子どもの意見を聴き、それを尊重することは大切なことですが、成長・発達する段階にあっては、必ずしも子どもの意見の全てを受け入れることができない場合もあると考えられます。その際は、子どもの意見を尊重したうえで、その子にとって、何が最も良い結果をもたらすかを、最善の利益の観点から大人が判断し、子どもにしっかりと説明することが求められます。

「子どもの最善の利益」は、条約における大切な基本原則の一つであり、この条例でも、名称をはじめ条例全体の理念を表す前文など様々な箇所に、この考え方を盛り込んでいます。

Q4. 国が子どもの権利に関して明確な立法措置を取っていない中で、自治体が条例を作る意義は何ですか？

子どもにかかわる施策や制度については、国と自治体それぞれが、その内容に応じて、責任を持って取り組むべきものと考えています。

例えば、国においても、児童ポルノ禁止法（正式名称「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）」）の制定、児童虐待防止法（正式名称「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）」）の制定、児童福祉法の改正など、子どもの権利に関する立法措置を随時行っています。

一方、近年、地方分権の進展に伴い、条例制定権の範囲が拡大するなど、自治体の持つ権限と自治体が担うべき役割は、一層大きくなっています。地域住民である子どもと最も身近に接している各自治体が、それぞれの責任において、子どもの健やかな成長・発達のために何ができるのか、どのように取り組んでいくのかを考え、実施することも、極めて意義があると考えています。

Q5. 条例は条約の趣旨を超えて、条約にない権利を定めているのではないですか？

この条例は、札幌の実情に応じて、日本国憲法や条約の範囲内で特に大切と考えられる子どもの権利を定めるものです。条例の前文に、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき」と表現しているように、憲法や条約に定める基本的人権の範囲を逸脱して、新たな権利を定めるものではありません。

札幌市は、条例により、このように権利を定めることで、札幌に住む一人ひとりの子どもが、自らの権利に関心を持ち、正しく学び、そして他人の権利を尊重することを学習できる大きなきっかけになると考えています。

なお、この「子どもにとって大切な権利」のなかには、子どもが、自分たちの権利を正しく認識するために、例えば、「かけがえのない自分を大切にすること。」「夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。」など、子どもにもわかりやすい表現になるよう工夫して示しているものもあります。

この条例に定める「子どもにとって大切な権利」は、自分たちにはどのような権利が必要なのかをグループディスカッション等を通じて議論した「子ども委員会（正式名称「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」、活動期間：平成18年2月～7月）」の子どもたちの提案をもとに規定したものです。

Q6. 子どもに条例の趣旨が正しく理解されず、権利の濫用が起りませんか？

子どもが、権利を正しく理解せず、その権利を濫用することは、大変残念なことですが、そうしたことが起こらないようにするためにも、大人は、どのようなことが権利の濫用に当たるのかということをし、しっかりと子どもに教え、指導していく必要があります。

札幌市としては、子どもが権利を学び、正しい権利行使のあり方を身につける機会を、より一層設けていきたいと考えており、このことを通して、自分の権利だけでなく、他人の権利も尊重することができる、自立した社会性のある大人に成長していくと考えています。

今後、条例の趣旨を分かりやすく説明したパンフレットの作製・活用や、学校等における子どもの権利の学習のさらなる推進を通して、子どもの権利の濫用が起こらないように取り組んでいきたいと考えています。

Q7. 権利ばかりを教えると、子どもは、義務や責任を果たせない我がままな大人になるのではないですか？

子どもの役割や守るべきルールのことを、一般に「義務」や「責任」ということでもあります。子どもの権利は、何かの義務や責任を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらに、すべての子どもが無条件に有しているものです。子どもの権利は、いわば、子どもの基本的人権ともいうことができます。

しかし、権利や自由とは、自分の思うままに、何でもできるということではありません。自分の決めたことや起こした行動には、責任が伴います。また、実生活の中では、権利と権利、自由と自由がぶつかり合うこともあり、このような場合にはお互いの主張を調整することが求められます。

このように、権利を行使する際には、自分だけではなく、相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があります。子どもの権利を、発達段階に応じて正しく学び、権利を行使し、調整する経験を繰り返す中で、子どもは、我がままになるのではなく、むしろ、自然に、相手の気持ちを想像できるようになり、子どもの考える力や判断する力に加え、他者を思いやる力、他者の配慮をする力などが養われると考えています。

Q8. 条例には家庭や学校・施設の役割が定められていますが、家庭のしつけや学校の教育方針に不当に介入することにはならないですか？

この条例で定めている内容は、条約の趣旨を、札幌の実情に即した形で具現化するものであり、この条例によって、新たな義務を市民に課すものではなく、条約に基づき有している市民の責務を改めて確認するものです。したがって、保護者、学校・施設職員の方には、この趣旨をご理解のうえ、子どもの権利の保障について、より配慮した取組を行っていただきたいと考えています。

なお、条例では、施設設置管理者の役割として、「開かれた施設づくり」、「参加・意見表明の機会の保障の推進」などを規定していますが、その具体的な取組の内容については、それぞれの施設設置管理者の裁量に委ねています。

また、しつけとは、家庭などで行う礼儀作法などの教育のことであり、日常生活を送るうえで、あるいは、将来、社会で活躍するために、正しいしつけを受け、それを身につけることは、子どもにとって必要なことで、保護者の大切な役割です。子どもの権利としつけが相反するわけではなく、むしろ、正しいしつけを受けることも、大切な子どもの権利の一つであると考えられます。

これらのことから、この条例が家庭のしつけや学校教育へ不当に介入することにはならないと考えています。

Q9. 救済機関の対象は、「権利の侵害」という幅広い概念ではなく、いじめや虐待に絞るべきではないですか？

いじめや虐待は、子どもの重大な権利侵害ですが、それだけではなく、子どもの権利は、そのどれもがあらゆる場面で保障されなければ、子どもの豊かな成長・発達は果たせないものと考えています。

また、子ども期固有の特性として、権利侵害を受けていることを意識しにくいことなどが挙げられ、権利の侵害を限定的に捉えすぎると、子ども自らが相談しにくく、被害が表面化しづらいことが考えられます。

これらのことから、いじめや虐待はもちろんですが、それらを含め、幅広く子どもの悩みを受け付けることが必要であると考えています。

Q10. 救済機関が関係機関に対して行う調査は、どのように実施するのですか？

救済委員は、市の機関に対しては調査や勧告等の権限を、市の機関以外に対しては調査や是正等の要請の権限を有していますが、これらは、いわゆる白黒をつけるために行うという性質のものではなく、相手方を非難したり、罰したりするような強制力のあるものではありません。

最も大事なことは、関係者の理解と協力を得ながら、子どもと子ども、子どもと大人などの関係調整を図っていくことです。そして、いかに子どもが安心して生活できるか、次のステップを自ら踏み出すことができるかを支援することが必要となります。

したがって、まずは該当となる関係機関に対して事前に連絡し、調査の趣旨や目的、調査内容の取扱い等を十分に説明し、理解と協力を得たうえで、調査を実施することになります。

札幌市子どもの最善の利益を
実現するための権利条例

条 文 解 説

(問合せ先)

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

住 所：〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電 話：011-211-2942 F A X：011-211-2943

メール：kodomokenri@city.sapporo.jp

(参考)

ホームページ「子どもの権利ウェブ」:

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>